明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○はちみつ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件
（公正取引委・消費者庁二）　一
○日本国に帰化を許可する件
（法務二五三）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四三）　三
○サルパン県タクライ灌漑システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四四）　五
○地理的表示に関する表示基準の一部を改正する件（国税庁一四）　六
○保安林の指定をする件
（農林水産一一一一〇～一一一一四）　六
○水路測量の実施に関する件
（海上保安庁一四〇）　九
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件
（関東地方整備局三三一）　九
○都市計画に関する件
（同三三二、三三三）　九
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（近畿地方整備局一六六）　九
○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（同一六七）　九
○道路に関する件
（中国地方整備局一一二）　九

〔人事異動〕

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　郵政民営化委員会事務局　財務省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
（国土交通省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分、鉱業法第一四二条の規定、登録個別信用購入あっせん業者の登録失効、鉄道財団用紙閉鎖関係　一〇

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等
平成二十四年度外務省共済組合の決算関係　一〇

会社その他　一〇

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第二号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、はちみつ類の表示に関する公正競争規約（昭和四十四年公正取引委員会告示第五十六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十六日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　阿南　久

一　一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会（会長　早川幸男）の申請に係るはちみつ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十五年六月二十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
はちみつ類製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

はちみつ類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（必要な表示事項） **第3条**　事業者は、はちみつ類の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 (1)～(7)　（略） （規則で定める必要表示事項等） **第5条**　一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。 （公正取引協議会の設置） **第7条**　この規約を適正に施行するため、公正取引協議会を設置する。 2　（略） **附　則** この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。	（必要な表示事項） **第3条**　事業者は、はちみつ類の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。 (1)～(7)　（略） （規則で定める必要表示事項等） **第5条**　社団法人全国はちみつ公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。 （公正取引協議会の設置） **第7条**　この規約を適正に施行するため、社団法人全国はちみつ公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2　（略）